

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 立 物 流 代表者名 執行役社長 鈴 木 登 夫 (コード番号 9086 東証第1部) 問合せ先 人事総務本部 課長 柿 野 憲 昭 (TEL: 03-5634-0307)

株式会社バンテック株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社日立物流(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成23年3月9日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社バンテック(コード番号:9382 東証第一部、以下「対象者」といいます。)の普通株式及び平成16年6月25日の旧株式会社バンテック(その後、株式会社バンテック・グループ・ホールディングスとの吸収合併により消滅。以下「旧バンテック」といいます。)の株主総会にて決議され、平成17年3月25日に旧バンテックとの株式交換により株式会社バンテックホールディングスが権利義務を承継し、さらに、平成18年3月1日に株式会社バンテックホールディングスの株式移転により対象者が権利義務を承継した新株予約権(以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます。)を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年3月9日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場している対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際して、当社は、みずほキャピタルパートナーズ株式会社が運営する MBO ファンドであり、対象者の大株主であるエフ ビー エフ 2000, エル. ピー. (以下「FBF2000LP」といいます。)(保有株式数 62,493 株、対象者が平成 23 年 2 月 10 日に提出した第 6 期第 3 四半期報告書(以下「対象者第 6 期第 3 四半期報告書」といいます。)に記載された平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 247,268 株に対する所有株式数の割合(以下「所有割合」といいます。)25.27%(小数点以下第三位を四捨五入))及びエム エイチ キャピタルパートナーズ ツー, エル. ピー. (以下「MHC II LP」といいます。)(保有株式数 34,661 株、所有割合 14.02%(小数点以下第三位を四捨五入))との間で、平成 23 年 3 月 9 日付で公開買付応募契約書を締結し、FBF2000LP 及びMHC II LP のそれぞれが保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数については、対象者第6期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(247,268株)に、本新株予約権の行使により、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数である713株を加算した株式数(247,981株)の過半数に相当する株式数(123,991株、所有割合50.14%)を買付予定数の下限としております。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

一方、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、当社は、上記大株主である FBF2000LP 及び MHC II LP 以外の対象者の株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、買付予定株式数には上限を定めていないことから、買付予定数の下限以上の応募があった場合に、当社が本公開買付けにより買付けを行う最大株式数は、対象者第6期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(247,268株)から同四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(14,837株)を除き、本新株予約権の行使により、公開買付期間の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数である713株を加算した株式数(233,144株)となります。

なお、対象者が公表した平成 23 年 3 月 9 日付「株式会社日立物流による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、対象者の取締役全員が出席した、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同を表明することを決議したとのことです。なお、対象者は、下記「(3)本公開買付けに係る重要な合意等」の「①対象者の賛同」に記載の理由から、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねることとするとともに、本新株予約権に対する本公開買付けに応募する否かについても中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねることとしたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和 25 年に、株式会社日立製作所の輸送業務を請負う物流子会社として創業し、同社工場構内作業の一括受託、国内外における超重量物の輸送を引受けるなどして業容を拡大してきました。また、物流情報システムの構築に早期から取り組み、企業の物流業務を包括的に受託するサービス(3PL)を充実させ、日立グループ以外の顧客からの実績を拡大してきました。現在、国内外の顧客に対して、総合的かつ高品質な物流サービスの提供を強化し、積極的な営業を展開しております。

当社は、当社の経営目標である「2012 年度に連結売上高 5,000 億円、連結営業利益 250 億円」の達成に向けて、「システム物流(3PL)の更なる強化」、「グローバル事業の加速」を重点施策として掲げ、国内外に亘り多様化するお客様のニーズと変化に対応した、最適な物流サービスを提供し、事業拡大に取り組んでおります。

一方、対象者は、昭和 29 年1月に日産自動車株式会社の物流子会社として設立された旧バンテックと、昭和 51 年6月に東急電鉄株式会社及び同社グループ会社からの出資により設立された旧東急エアカーゴ株式会社が平成 17 年 3 月に経営統合し、自動車部品輸送を中心としたロジスティクスと航空・海上フォワーディングの二つを事業の柱とする総合物流会社として、グローバルな物流業務を展開しております。特にロジスティクスでは自動車部品物流に圧倒的な強みを持ち、フォワーディングでは世界各地に拠点を拡大して企業向け国際物流を展開しております。対象者は平成 22 年に策定した中期経営計画において、「顧客志向に基づく商品力・マーケティング力強化」を重点施策として掲げ、その中で、ロジスティクスとフォワーディングの融合の深化によるハイブリッドなビジネスモデルの展開、主力事業である自動車部品物流における海外市場での展開の加速、非自動車分野における国内 3PL 大型案件の受注拡大に取り組んでおります。

当社及び対象者が属する物流業界は、内需に力強い回復が見込めない中、今後も国内貨物輸送の低迷が予想され、企業間競争の激化と共に、荷主企業からは、更なるグローバル化の進展や物流合理化への対応が求められるなど、今後も厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような状況の中、対象者の大株主である FBF2000LP 及び MHCIILP は、対象者が物流業界のリーディングカンパニーとして、更なる成長を実現するには、外部の資本及びノウハウ等の活用を視野に入れたもう一段上の果敢な企業統合の施策が不可欠と判断し、平成 22 年9月頃から、両社の保有する対象者株式の売却を含む対象者の資本政策について当社を含む複数の者と協議を重ねたとのことです。他方、当社は、両社より提供された情報に基づき、企業成長戦略やシナジー効果を分析し、対象者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、対象者を

当社グループの一員として迎え入れることが、システム物流(3PL)及びグローバル事業においてシナジーを実現し、当社及び対象者の企業価値を向上させるために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には主に以下4点を考えております。

- ①自動車部品物流におけるプラットフォーム化による更なる国内深耕・拡大
- ②非自動車分野での協業による更なる営業力強化
- ③両社グローバルネットワーク共有による効率的運用と基盤強化(中国、アジア、北米、欧州)
- ④未進出エリア(中東欧、南米等)への展開のための両社プロジェクト設置

当社は上記のシナジー効果の早期実現を目標とし、対象者が当社グループの一員として更なる業務拡大を図ることが、当社と対象者が共に目指す、国内外のお客様への最適な物流サービスの提供・実現に繋がり、両社の企業価値の向上、ひいては両社のステークホルダーの利益に資するものと判断し、本公開買付けの実施を決定いたしました。

なお、本公開買付け後の対象者取締役の処遇や現取締役会の構成につきましては、対象者からの要望を検討しながら本公開買付け後に決定することとし、当社からもその社会的責任の遂行に鑑み若干名の取締役の派遣をする予定でありますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、当社は、上場会社としての対象者の自主的な経営を尊重しており、現時点において、対象者の商号、事業内容及び従業員の雇用・処遇に重大な変更を加えることは予定しておりません。また、現時点において、当社は、本公開買付けにより取得する対象者株式を継続保有する予定です。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意等

① 対象者の替同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役全員が出席した、平成23年3月 9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の増大を図 ることができるものと判断し、本公開買付けに賛同を表明する旨、及び本公開買付けは対象者 株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上 場が維持される見込みとなっていることから、下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための 措置」の「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のGCAアドバイ ザリー株式会社(以下「GCA」といいます。)より取得した対象者の株式価値の算定結果に照 らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かにつきましては 対象者の株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて対象者取締役全員の一致により決議していると のことです。また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も対象者株式 の上場が維持される見込みとなっていることから、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を 行使して対象者株式を取得・保有できること、本新株予約権はストック・オプションとして発 行されたものであり、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否か は、本新株予約権者の判断に委ねる旨を対象者取締役全員の一致により決議しているとのこと です。なお、上記取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記意見を表 明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する 事項

当社は対象者の大株主である FBF2000LP 及び MHC II LP との間で平成 23 年 3 月 9 日付で公開買付応募契約書を締結し、同契約書における、当社が適用ある法令に基づき有効に存続する株式会社であることや、当社が同契約書を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること等の表明及び保証が真実かつ正確であること、本公開買付けが開始され、かつ、撤回されていないこと、並びに対象者において賛同決議が行われ対象者によりその内容が公表されており、かつ、本公開買付けの開始までに対象者において賛同決議を撤回する旨の取締役会決議が行われていないこと等を条件に、FBF2000LP の保有する対象者株式全て(62,493 株、所有割合 25.27%)及び MHC II LP の保有する対象者株式全て(34,661 株、所有割

合 14.02%)を、それぞれ本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の条件が満たされない場合であっても、FBF2000LP 及び MHCⅡLP がそれぞれ自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

また、上記公開買付応募契約書において、FBF2000LP 及び MHC II LP は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けの決済日の前日以前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催されるときは、FBF2000LP 及び MHC II LP が保有する対象者株式であって売付けが成立したものに係る当該株主総会における議決権の行使について、当該株主総会における議決権を当社の指示に従って行使するか、又は当社若しくは当社の指定する者に対し、当該議決権に係る委任状その他一切の必要書類を交付するかのいずれかの対応をとることを約しております。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当 社及び対象者から独立した第三者算定機関として株式会社マスターズ・トラスト会計社(以下 「マスターズ・トラスト」といいます。)及び日興コーディアル証券株式会社(以下「日興コー ディアル」といいます。)に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

マスターズ・トラストは、市場株価法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)、類似企業比較法及び類似取引比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社はマスターズ・トラストから平成23年3月8日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「算定書1」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、マスターズ・トラストから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

マスターズ・トラストが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の 範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 116,400 円から 121,027 円 DCF法 208,192 円から 280,500 円 類似企業比較法 152,560 円から 186,284 円 類似取引比較法 208,139 円から 233,819 円

市場株価法では、平成 23 年 3 月 8 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値(116,400円)、直近 1 週間平均(117,120円)、直近 1 ヶ月平均(118,805円)、直近 3 ヶ月平均(121,027円)及び直近 6 ヶ月平均(120,563円)を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 116,400円から 121,027円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期第2四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を208,192円から280,500円までと分析しております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を152,560円から186,284円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去に実施された公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を208,139円から233,819円までと分析しております。

また、日興コーディアルは、市場株価法、DCF法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は日興コーディアルから平成23年3月8日に対象者の

株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下「算定書2」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、日興コーディアルから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

日興コーディアルが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 118,805 円から 121,027 円 DCF法 211,888 円から 269,389 円 類似上場会社比較法 175,067 円から 240,748 円

市場株価法では、平成 23 年 3 月 8 日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の直近 1 σ 月平均(118, 805 円)及び直近 3 σ 月平均(121, 027 円)を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 118, 805 円から 121, 027 円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を211,888円から269,389円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を175,067円から240,748円までと分析しております。

当社は、マスターズ・トラスト及び日興コーディアルから取得した算定書1及び算定書2記載の各手法の算定結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス(財務・税務・法務等)の結果及び対象者の大株主であるFBF2000LP及びMHCIILPとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年3月9日の取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり金233,500円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり金233,500円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年3月8日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値116,400円に対して100.60%(小数点以下第三位四捨五入)、過去1週間(平成23年3月2日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値117,120円(小数点以下四捨五入)に対して99.37%

(小数点以下第三位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成23年2月9日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値118,805円(小数点以下四捨五入)に対して96.54%(小数点以下第三位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成22年12月9日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値121,027円(小数点以下四捨五入)に対して92.93%(小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成22年9月9日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値120,563円(小数点以下四捨五入)に対して93.67%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の完全子会社の取締役、監査役若しくは使用人の地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないGCAに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

GCAは、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者

の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者はGCAから平成23年3月8日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式の価値の算定結果について報告を受けたとのことです。なお、対象者は、GCAから買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の とおりであるとのことです。

市場株価平均法 116,900 円~121,129 円 類似会社比較法 151,228 円~253,759 円 DCF法 165,642 円~404,656 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成23年3月7日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値(116,900円)、算定基準日までの直近1ヶ月平均(118,979円)、直近3ヶ月平均(121,129円)及び直近6ヶ月平均(120,704円)に加えて、第3四半期の決算公表翌営業日(平成23年2月7日)以降算定基準日までの平均(119,010円)を元に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が116,900円から121,129円と算定されているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が151,228円から253,759円と算定されているとのことです。

DCF方式では、対象者の事業計画、対象者の事業のリスク要因を協議・確認した上で、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素が考慮された平成23年3月期第4四半期以降の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や株式価値が分析され、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は165,642円から404,656円までと分析されているとのことです。なお、公開買付者とのシナジー効果については、定量的な分析は精査中であるため、その効果については収益予想において織り込まれていないとのことです。

② 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者の意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、対象者、対象者大株主及び当社から独立したリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

③ 取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会においては、対象者取締役の全員が出席し、GCAから取得した株式価値算定書及び助言、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、その他関連する資料を踏まえれば、当社の計画に賛同することが、対象者の長期的な企業価値の向上に貢献するとの結論に至ったとのことです。その上で、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者株式に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、対象者の株主の皆様に判断を委ねる旨、及び本新株予約権に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。また、当該取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本公開買付けの後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容

当社は、対象者の株式取得に上限を設定せずに、所有割合 50.14% (123,991 株)以上を取得し、 対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施するため、現時点において、本 公開買付けが成立した場合に、対象者株式を更に取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止の可能性の有無

当社が、FBF2000LP 及び MHC II LP が保有する対象者株式を取得し、対象者を連結子会社化するた

めには、当社の買付け等の後における対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合 に該当することとなるため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。 以下「法」といいます。) 第27条の2第1項第2号の規定に従い、公開買付けによる必要があり ます。当社は、法第27条の2第1項第2号の規定に従い、またFBF2000LP及びMHCⅡLP以外の対 象者株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、買付予定数には上限を定めていないこ とから、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限を上回った場合には、応募株券等の全部の買 付け等を行いますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。た だし、上記のとおり、当社は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本 公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上 場廃止基準」といいます。)のうち、①株主数が事業年度の末日において 400 人未満となった場合 において、1年以内に400人以上とならないとき、②流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、 会計参与、監査役、執行役)の持株数、発行済株式数の 10%以上を所有する株主の持株数(明ら かに固定的所有ではないと認められる株式を除く。)及び自己株式数を控除した株式数)が事業年 度の末日において、2,000 単位未満である場合において、1年以内に2,000 単位以上とならないと き、③流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株 式数を乗じて得た額) が事業年度の末日において、5億円未満(平成23年12月末までの間は、 3億円未満。)となった場合において、1年以内に5億円以上(平成23年12月末までの間は、3 億円以上。)とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手 続きを経て上場廃止となる可能性があります。

対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。ただし、本公開買付けの結果、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、上場廃止基準への対応について誠実に協議し、抵触により生じ得る問題点の解決に向け、合理的範囲で最大限協力いたします。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

| | 127 A 4 2 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A 1 A | | | | | | | |
|---------------|---|-----------------------------------|--------|--|--|--|--|--|
| ① 名 | 称 | 株式会社バンテック | | | | | | |
| ② 所 在 | 地 | 神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目 13 番地 1 | | | | | | |
| ③ 代表者の役職・ | 氏名 | 代表取締役社長 山 田 敏 晴 | | | | | | |
| ④ 事 業 内 | 容 | 倉庫・運輸関連業 | | | | | | |
| ⑤ 資 本 | 金 | 3,862,732 千円(平成23年2月28日現在) | | | | | | |
| ⑥ 設 立 年 月 |) 設 立 年 月 日 平成18年3月1日 | | | | | | | |
| 7 | | エフ ビー エフ 2000,エル.ピー. | 05.0% | | | | | |
| | | (常任代理人 みずほキャピタルパートナーズ株式会社) | 25. 3% | | | | | |
| | | エム エイチ キャピタル パートナーズ ツー,エル.ピー. | 14.0% | | | | | |
| | | (常任代理人 みずほキャピタルパートナーズ株式会社) | | | | | | |
| | | 伊藤忠商事株式会社 | 4.4% | | | | | |
| 大株主及び持株 | : 14 | 株式会社みずほ銀行 | 4.4% | | | | | |
| | | 株式会社横浜銀行 | 2.3% | | | | | |
| (平成22年9月30日 | 1児仕) | 奥野 信亮 | 2.1% | | | | | |
| | | 東京海上日動火災保険株式会社 | 1.6% | | | | | |
| | | 株式会社損害保険ジャパン | 1.6% | | | | | |
| | | ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 1.5% | | | | | |
| | | (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | | | | | | |
| | | バンテックグループ従業員持株会 | 1.5% | | | | | |
| ⑧ 上場会社と対象者の関係 | | | | | | | | |
| 次士即 | 156 | 当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。 | また、当社 | | | | | |
| 資 本 関 係 | | の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべ | | | | | | |

| | | | | | | き資本関係はありません。 |
|----|-----|---|----|---|--------|--|
| | 的 | | 関 | | 係 | 当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべ |
| | ロカ | | 送 | | 尔 | の関係有及の関係云社と対象有の関係有及の関係云社の間には、特事 9 × き人的関係はありません。 |
| 取 | 引 | | 関 | | 係 | 当社と対象者との間では、フォワーディング等のサービスを相互に提供し、営業取引を行っております。 |
| 関該 | 連当当 | 事 | 者状 | ^ | の 況 | 対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及 び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 |

(2) 買付け等を行う株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

平成 16 年 6 月 25 日の旧バンテックの株主総会にて決議され、平成 17 年 3 月 25 日に旧バンテックとの株式交換により株式会社バンテックホールディングスが権利義務を承継し、さらに、平成 18 年 3 月 1 日に株式会社バンテックホールディングスの株式移転により対象者が権利義務を承継した本新株予約権

(3) 日程等

① 日程

| 取 締 役 会 決 議 | 平成23年3月9日(水曜日) |
|-------------|--|
| 公開買付開始公告日 | 平成23年3月10日(木曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 |
| 公古物蚁剂闻名 | (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/) |
| 公開買付届出書提出日 | 平成23年3月10日(木曜日) |

② 届出当初の買付け等の期間

平成23年3月10日(木曜日)から平成23年4月19日(火曜日)まで(28営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成23年4月21日(木曜日)までとなります。

(4) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金233,500円
- ② 新株予約権 1個につき金1円

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

- ① 算定の基礎
 - (1) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてマスターズ・トラスト及び日興コーディアルに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

マスターズ・トラストは、市場株価法、DCF法、類似企業比較法及び類似取引比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社はマスターズ・トラストから平成23年3月8日に算定書1を取得いたしました。なお、当社は、マスターズ・トラストから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

マスターズ・トラストが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 116,400円から121,027円

DCF法 208, 192円から280, 500円

類似企業比較法 152,560円から186,284円

類似取引比較法 208,139円から233,819円

市場株価法では、平成23年3月8日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値(116,400円)、直近1週間平均(117,120円)、直近1ヶ月平均(118,805円)、直近3ヶ月平均(121,027円)及び直近6ヶ月平均(120,563円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を116,400円から121,027円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期第2四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を208,192円から280,500円までと分析しております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を152,560円から186,284円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去に実施された公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を208,139円から233,819円までと分析しております。

また、日興コーディアルは、市場株価法、DCF法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は日興コーディアルから平成23年3月8日に算定書2を取得いたしました。なお、当社は、日興コーディアルから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

日興コーディアルが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 118,805円から121,027円

DCF法 211,888円から269,389円

類似上場会社比較法 175,067円から240,748円

市場株価法では、平成23年3月8日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の直近1ヶ月平均(118,805円)及び直近3ヶ月平均(121,027円)を基に、普通株式 1株当たりの価値の範囲を118,805円から121,027円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成23年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を211,888円から269,389円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を175,067円から240,748円までと分析しております。

当社は、マスターズ・トラスト及び日興コーディアルから取得した算定書1及び算定書2 記載の各手法の算定結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、 対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者に対するデュー・ディリジェンス(財務・税務・法務等)の結果及び対象者の大株主である FBF2000LP及 UMHC II LPとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年3月9日の取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり金233,500円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり金233,500円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成23年3月8日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値116,400円に対して100.60%(小数点以下第三位四捨五入)、過去1週間(平成23年3月2日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値117,120円(小数点以下四捨五入)に対して99.37%(小数点以下第三位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成23年2月9日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値118,805円(小数点以下四捨五入)に対して96.54%(小数点以下第三位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成22年12月9日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値121,027円(小数点以下四捨五入)に対して92.93%(小数点以下第三位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成22年9月9日から平成23年3月8日まで)の終値の単純平均値120,563円(小数点以下四捨五入)に対して93.67%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(2) 新株予約権

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、新株予約権者は、権利行使時に、対象者又は対象者の完全子会社の取締役、監査役若しくは使用人の地位にあることが要求されていることに照らすと、当社が本公開買付けにより、本新株予約権を取得したとしても、これを行使することができないおそれがあることから、本新株予約権の買付価格は1個につき1円と設定しています。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯について)

当社及び対象者が属する物流業界は、内需に力強い回復が見込めない中、今後も国内貨物輸送の低迷が予想され、企業間競争の激化と共に、荷主企業からは、更なるグローバル化の進展や物流合理化への対応が求められるなど、今後も厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような状況の中、対象者の大株主であるFBF2000LP及びMHC II LPは、対象者が物流業界のリーディングカンパニーとして、更なる成長を実現するには、外部の資本及びノウハウ等の活用を視野に入れたもう一段上の果敢な企業統合の施策が不可欠と判断し、平成22年9月頃から、両社の保有する対象者株式の売却を含む対象者の資本政策について当社を含む複数の者と協議を重ねたとのことです。他方、当社は、両社より提供された情報に基づき、企業成長戦略やシナジー効果を分析し、対象者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、平成22年11月中旬頃には、対象者を当社グループの一員として迎え入れることが、システム物流(3PL)及びグローバル事業においてシナジーを実現し、当社及び対象者の企業価値を向上させるために非常に有益であるとの結論に至ったことから平成23年3月9日に本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、平成22年11月頃に当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてマスターズ・トラスト及び日興コーディアルに対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。

当社はマスターズ・トラスト及び日興コーディアルからそれぞれ平成23年3月8日に対象者の株式価値の算定結果に関する算定書1及び算定書2を取得いたしました。なお、当社は、マスターズ・トラスト及び日興コーディアルから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(意見の概要)

マスターズ・トラストは、市場株価法、DCF法、類似企業比較法及び類似取引比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 116,400円から121,027円

DCF法 208, 192円から280, 500円

類似企業比較法 152,560円から186,284円

類似取引比較法 208,139円から233,819円

日興コーディアルは、市場株価法、DCF法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法に基づき算定した対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法 118,805円から121,027円

DCF法 211,888円から269,389円

類似上場会社比較法 175,067円から240,748円

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、マスターズ・トラスト及び日興コーディアルから取得した算定書1及び算定書2 記載の各手法の算定結果を参考にし、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、 対象者の普通株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討いたしました。加えて、対象者 に対するデュー・ディリジェンス(財務・税務・法務等)の結果及び対象者の大株主である FBF2000LP及びMHC II LPとの協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年3月9日の取締 役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり金233,500円と決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するためのその他の措置)

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないGCAに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

GCAは、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者はGCAから平成23年3月8日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式の価値の算定結果について報告を受けたとのことです。なお、対象者は、GCAから買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価平均法 116,900円~121,129円

類似会社比較法 151,228円~253,759円

DCF法 165,642円~404,656円

市場株価平均法では、算定基準日を平成23年3月7日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値(116,900円)、算定基準日までの直近1ヶ月平均(118,979円)、直近3ヶ月平均(121,129円)及び直近6ヶ月平均(120,704円)に加えて、第3四半期の決算公表翌営業日(平成23年2月7日)以降算定基準日までの平均(119,010円)を元に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が116,900円から121,129円と算定されているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益 性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が 151,228円から253,759円と算定されているとのことです。

DCF方式では、対象者の事業計画、対象者の事業のリスク要因を協議・確認した上で、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素が考慮された平成23年3月期第4四半期以降の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や株式価値が分析され、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は165,642円から404,656円までと分析されているとのことです。なお、公開買付者とのシナジー効果については、定量的な分析は精査中であるため、その効果については収益予想において織り込まれていないとのことです。

(独立した法律事務所からの助言)

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者の意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、対象者、対象者大株主及び当社から独立したリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

(取締役会に出席した取締役全員の承認)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会においては、対象者取締役の全員が出席し、GCAから取得した株式価値算定書及び助言、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、その他関連する資料を踏まえれば、当社の計画に賛同することが、対象者の長期的な企業価値の向上に貢献するとの結論に至ったとのことです。その上で、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者株式に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、対象者の株主の皆様に判断を委ねる旨、及び本新株予約権に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、本新株予約権者の判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。また、当該取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③ 算定機関との関係

第三者算定機関であるマスターズ・トラスト及び日興コーディアルは、当社の関連当事者 には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(6) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 | | |
|--------------|--------------|----------|--|--|
| 233, 144 (株) | 123, 991 (株) | — (株) | | |

- (注1) 買付予定数は、本公開買付けにおける当社が取得する株券等の数の最大の数である、233,144 株となります。これは、対象者が平成23年2月10日に提出した第6期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済株式総数(247,268株)から、同四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(14,837株)を控除した株式数に本新株予約権の行使により、公開買付期間の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数である713株を加算した株式数です。
- (注2) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(123,991株)に満たない場合は、応募株券等の全部の 買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全 部の買付け等を行います。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又 は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

| 買付け等前における公開買付者 の所有株券等に係る議決権の数 | — 個 | (買付け等前における株券等所有割合 一 %) |
|----------------------------------|------------|-------------------------------|
| 買付け等前における特別関係者 の所有株券等に係る議決権の数 | — 個 | (買付け等前における株券等所有割合 一 %) |
| 買付予定の株券等に係る議 決 権 の 数 | 233, 144 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 232, 301 個 | |

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(233,144株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第6期第3四半期報告書に記載された平成22年12月 31日現在の総株主の議決権の個数です。

ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第6期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済株式総数(247,268株)から、同四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(14,837株)を控除した株式数に、本新株予約権の行使により、公開買付期間の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成23年1月1日以降本日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数である713株を加算した株式数(233,144株)に係る議決権の数である233,144個を、分母として計算しております。

(8) 買付代金 54,439 百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数 (233,144 株) に、1 株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(9) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
- ② 決済の開始日

平成23年4月26日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成23年4月28日(木曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。 買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の 指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公 開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記(10)「その他買付け等の条件及び方法」の①「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は②「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開

買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。本新株予約権については、応募株主等の指示により、譲渡承認書を応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店における応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(10) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(123,991株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしり及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項 として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、 又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合
- ②対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間の末日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、又は(iii)公開買付者が、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがありえます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効

力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は 違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開 買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る 手続終了後、速やかに上記「(9) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法によ り返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、 公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。 また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主 等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範 囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、 その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報

受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意下さい。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

(11) 公開買付開始公告日 平成23年3月10日(木曜日)

(12) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付けの後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無、理由、内容」及び「(6) 上場廃止の可能性の有無」の記載をご参照ください。

なお、対象者より将来の一層のグローバル展開加速に向けて、更なるアライアンスの提案等があった場合、当社は、グループ全体の成長戦略の観点から真摯に検討し、しかるべき機関決定のプロセスを踏んで推進する旨を合意しております。また、本公開買付けによる今期業績予想への影響はございません。なお、来期の業績予想については、本公開買付けの結果を踏まえ、決定次第速やかに公表する予定です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役全員が出席した、平成23年3月9日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の増大を図ることができるものと判断し、本公開買付けに賛同を表明する旨、及び本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みとなっていることから、上記「1.買付け等の目的等」「(4)買付価格の公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のGCAより取得した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かにつきましては対象者の株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて対象者取締役全員の一致により決議しているとのことです。また、本新株予約権についても、現時点において、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みとなっていることから、本新株予約権者は引き続き本新株予約権を行使して対象者株式を取得・保有できること、本新株予約権はストック・オプションとして発行されたものであり、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは、本新株予約権者の判断に委ねる旨を対象者取締役全員の一致により決議しているとのことです。なお、上記取締役会には対象者監査役の全員が出席し、対象者取締役会が上記の意見表明をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報 該当事項はありません。

(参考)今期連結業績予想(平成22年11月1日公表分)及び前期連結業績実績

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 |
|------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 今期連結業績予想 (平成23年3月期) | 百万円 370,000 | 百万円 16, 200 | 百万円 16, 100 | 百万円 7,800 |
| 前期連結業績実績 (平成22年3月期) | 331, 917 | 12, 724 | 12, 670 | 5, 815 |

以上